

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：東海旅客鉄道(株)
住所：愛知県名古屋市中村区名駅1丁目1番4号
2. 指名停止措置期間 自 令和8年2月20日 4ヶ月
至 令和8年6月19日

3. 事実概要

東海旅客鉄道(株)は、公正取引委員会により、令和7年12月19日、地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道(株)が管理する線路の跨線橋点検業務に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第5号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第5号>

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 山岸 宏司
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564